

# 令和7年度県営吉田公園緑地維持管理業務委託説明書

県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しづかちやん発注の「令和7年度県営吉田公園緑地維持管理業務委託」に伴う公募型簡易プロポーザル方式に係る手続き開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

## 1 業務内容等

### (1) 業務目的

吉田公園は、2001年に開催された「しづおか 緑・花・祭」の会場跡地に花のゾーン・芝生ゾーン・ビオトープゾーンなど花と緑の憩い空間が整備され、平常時は散策や各種レクリエーションの場として多くの県民に活用されている。

また、毎年3月下旬をメインとした「チューリップまつり」や5月の「めだかフェス」、秋にはキャンプイベント・クラフトフェアなどが開催され、県内外から多くの来訪者が集まる県を代表する公園になっている。

しかしながら、開園から20余年が経過し、芝生内の雑草や樹木の老木化による枯死等の課題を抱えている。

以上のことから、吉田公園においては限られた予算の中で、芝生や樹木の健全性の維持や来訪者の快適な利用並びに安全の確保、さらには県を代表する公園として更なる利用活性化を目指し、芝生及び樹木の適正管理や美化を進めていく必要がある。

については、これらの課題への対応も含め吉田公園内の芝生や樹木等の維持管理業務を委託するものである。

### (2) 業務内容

① 芝生管理 N=1式

② 樹木管理 N=1式

③ 実績報告（各期） N=1式

※ 業務実施個所・数量については、吉田公園平面図 S = 1 : 1000（芝生(1)(2)）、  
(寄植え・玉物・高中木剪定)、(樹木等殺虫剤散布)と数量集計及び芝生・樹木維持  
管理薬剤関係一覧表(1)(2)による。

### (3) 履行期限

令和8年2月末日までとする。

### (4) 契約限度額・支払い

本業務の契約限度額は、12,400千円(消費税込み)／年とする。

※ 支払いは、年4回とし、契約締結日から令和7年6月30日までを第1期、同年  
7月1日から同年9月30日までを第2期、同年10月1日から同年12月31日  
までを第3期、令和8年1月1日から同年2月28日までを第4期とする。

※ 各期の支払いは、実績に応じて支払うものとする。

## (5) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は、各期の業務着手時1回、各期業務完了時1回とする。

なお、本業務の打合せには主任技術者が出席するものとする。

## (6) 完了報告(各期)

本業務の実績報告は、以下のとおりとする。

- ① 各期業務完了報告書(A4版)
- ② 実施前後の写真

## 2 参加表明書・技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書・技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書(税込)を提出すること。

また、技術提案については、契約限度額内で本業務の目的達成のために必要と思われる内容について、追加することを認めるものとする。

### (1) 提出期間

令和7年4月10日(木)から同年4月17日(木)の午前9時から午後3時までの間

### (2) 提出先

〒421-0302

静岡県榛原郡吉田町川尻 4036-2 県営吉田公園内

県営吉田公園指定管理者 特定非営利活動法人しづかちゃん 事務局

TEL: 0548-33-1420 FAX: 0548-33-2790

### (3) 提出方法

郵送または電子メール

### (4) 提出内容

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 参加表明書(様式1号)          | 1部 |
| ② 会社概要(様式2号)           | 1部 |
| ③ 同種業務の実績(様式3号)        | 1部 |
| ④ 専任配置者の資格及び業務実績(様式4号) | 1部 |
| ⑤ 技術提案書(様式5—1～5—6号)    | 1部 |
| ⑥ 作業工程表(様式自由)          | 1部 |
| ⑦ 建設業許可(公園工事業)の通知書の写し  | 1部 |
| ⑧ 見積書及び見積内訳書(様式自由)     | 1部 |

## 3 参加表明書・技術提案書等作成上の留意事項

### (1) 基本事項

技術提案書は、効率的かつ効果的な維持管理によるコスト縮減や吉田公園がさらに魅力的で安全・快適に利用できる公園となるよう、吉田公園が抱える課題及びその対策についての具体的な取り組み方法の提案を求めるものである。

なお、共同体及び下請けの協力を得て業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

### (2) 留意事項

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。

### (3) 提出書類の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合または記載漏れ・不整合等がある場合は無効とし、非選定もしくは非特定とすることがある。

## 4 質問に関する事項

(1) 本説明書及び付随する資料等に関して質問がある場合は、書面(様式自由)により提出することとし、持参または電子メールのいずれかの方法とする。ただし、電子メールの場合は、送信後ただちにその旨を電話で連絡すること。

### ① 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)の午後 1 時から同年 4 月 12 日(土)午後 3 時までの間とする。

### ② 提出先

県営吉田公園指定管理者 特定非営利活動法人しづかちゃん 事務局

TEL : 0548-83-1420

E-mail : info@npo-shizuka.com

(2) 提出された質問に対する回答は、質問を受付した日から 3 日以内に事務局から行う。

## 5 契約予定者の特定

### (1) 評価基準

令和 7 年 4 月 20 日(日)の申請者プレゼンテーションにおいて、技術提案書を別表 2 の評価項目・基準で評価し、評価点の合計点が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、合計点が最も高い者が複数いるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、見積額の最も低い者が複数いるときは、当該者のくじ引きにより特定する。

### (2) 審査方法

応募者から提出された技術提案書等について、評価の基準に基づき審査を行い、契約者を選定する。審査は、以下の審査員で行う。

#### 【審査員】

特定非営利活動法人しづかちゃん理事長、同副理事長、同理事 2 人

### (3) 契約予定者への通知

契約予定者に特定された者には、特定通知書をもって令和 7 年 4 月 22 日(火)に通知する。

## 6 契約条件等

### (1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

### (2) 契約保証金

不要

## 7 暴力団員等または暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は、暴力団員等または暴力団関係業者による不当介入を受けた場合、

断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

- (2) 上記(1)の警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、暴力団員等または暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより工程の遅れ等の被害が生じた場合は、対応について発注者と協議を行うこと。

## 8 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出資料の作成・提出及びヒアリング等に掛かる全ての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。  
また、提出された参加表明書または技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則としてその技術提案書を無効とする。
  - ① 参加表明書・技術提案書の全部または一部が提出されていない場合
  - ② 参加表明書または技術提案書と無関係な書類である場合
  - ③ 他の業務の参加表明書または技術提案書である場合
  - ④ 白紙である場合
  - ⑤ 本説明書に指示された項目を満たしていない場合
  - ⑥ 発注者名に誤りがある場合
  - ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
  - ⑧ 提出者名に誤りがある場合
  - ⑨ その他未提出または不備がある場合
- (4) 提出された書類は、返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、対象者の選定または契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しない。また、同期限後において提出書類に記載された内容の変更を認めない。ただし、技術提案書に記載した配置予定の主任技術者が病休・死亡・退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合には、同等以上の主任技術者を配置し、提出者の了解を得なければならない。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (7) 照会窓口は、特定非営利活動法人しづかちゃん事務局とする。
- (8) 契約予定者として特定された者は、速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後1週間以内にその仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。
- (9) 技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部または一部が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき発注者が修補の請求または修補に替え損害の賠償もしくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。